

事業者健診(定期健康診断)結果データ提供依頼

生活習慣病予防健診を利用されない事業所様へ

事業者健診(定期健康診断)結果データの提出にご協力ください。



健診結果データを
提供することで
メリットはあるの

保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料でご利用いただけます。
(提供いただいた健診結果をもとに、メタボリックシンドローム判定を行い、該当する40歳から74歳までの方)

また、健診結果を提供いただくと、協会けんぽの健診実施率に加算されます。この健診実施率が高いほど協会けんぽの保険料率が抑制される仕組みが導入されています。(インセンティブ制度)



個人情報
を提供しても
問題ないの

個人情報である健診結果を提供することについては「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」により義務付けされておりますので、個人情報保護法上も問題ありません。

『高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)』～抜粋～

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診断又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

第2項 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法 その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

第3項 前二項の規定により、特定健康診断若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

手続きは
カンタン

同意書を提出していただくだけです！(※)

(※) 健診機関からデータで提供されない場合、健診結果票の写し等または電子データの提出を依頼することがあります。



データ提供の流れ(健診機関からデータ提供を行う場合)

1

同意書を協会けんぽ大阪支部へ提出してください

※同意書の様式は協会けんぽ大阪支部ホームページからダウンロードいただけます。

2

同意書にご記入いただいた健診機関へ健診結果提供の依頼を行います。

3

健診機関から協会けんぽ大阪支部に健診結果データが提供されます

4

健診結果に基づき、事業所様に特定保健指導のご案内をします

オンライン面談はじめました！

これまでの対面での面談だけでなく、パソコン・タブレット・スマートフォンを用いた特定保健指導面談も始まりました！

特定保健指導とは…

生活習慣病予防のための個別の健康サポートです。



健診を受けた
後が大切です！

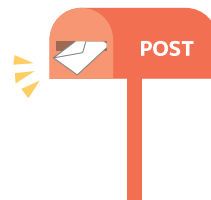
面談

目標を決める



面談後のサポート

対象者に応じた方法（電話・メール・お手紙など）でサポートいたします。



実践

ウォーキングなど



スタッフからひとこと

保健師



生活習慣病は
サイレントキラー
と呼ばれ、
自覚症状が
ないまま進む、
怖い病気です。

管理栄養士



よく噛むことも
生活習慣病
予防対策に
なります。



評価

3～6ヶ月後



※特定保健指導業務については、一部外部委託により実施させていただいています。委託機関の担当者より文書または電話等で連絡させていただくことがございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

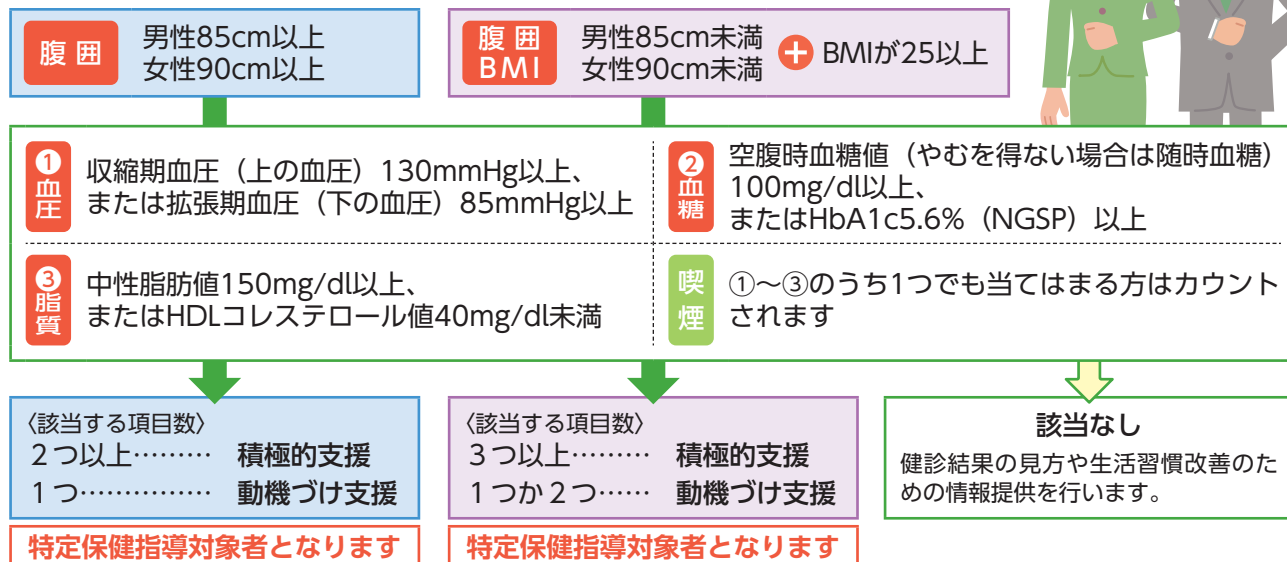
特定保健指導対象者とスタートまでの流れ

対象者

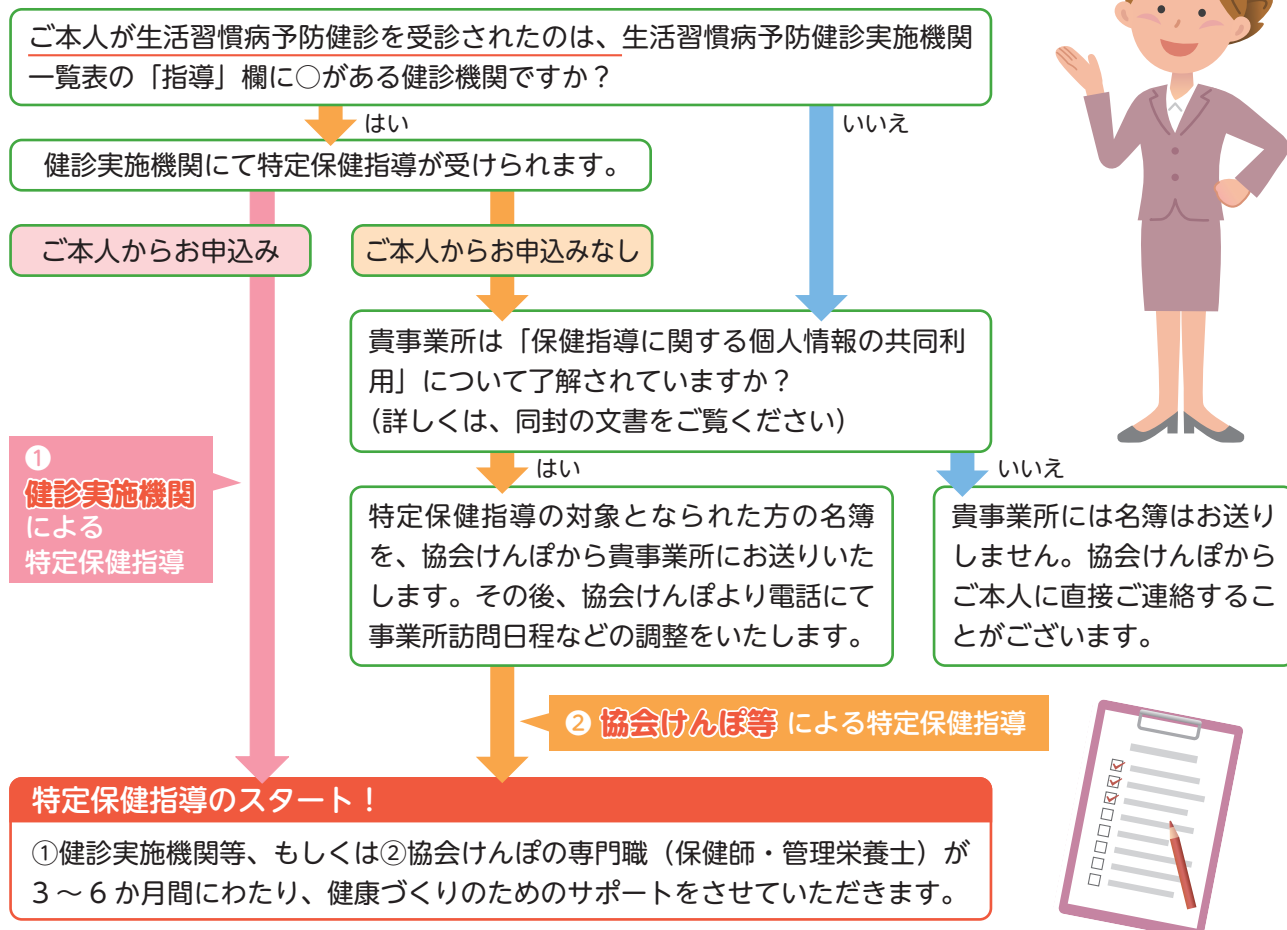
特定保健指導は、リスク数に応じて「積極的支援」と「動機づけ支援」に分かれます。
(対象年齢：40歳～74歳)

■高血圧症・糖尿病・脂質異常症で服薬治療中の方、インスリン注射をしている方は、特定保健指導の対象になりません。

■65歳以上75歳未満の方は、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援となります。



特定保健指導スタートまでの流れ

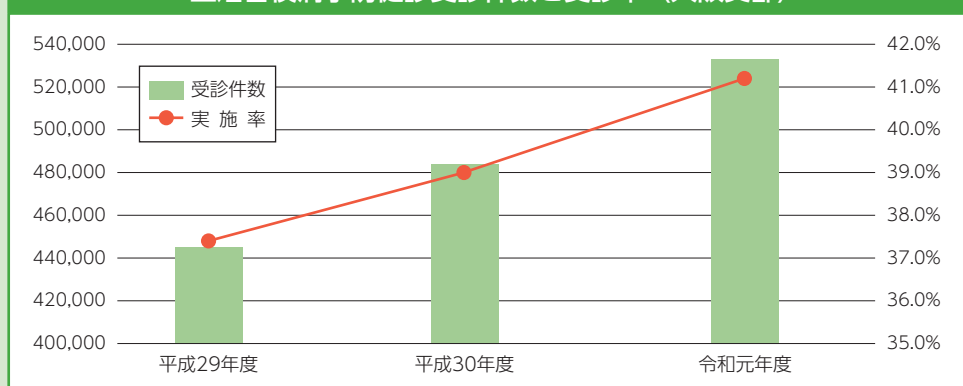


～「健診結果の活用」と必要に応じて医療機関を受診しましょう！～

未治療者の医療機関受診勧奨 健診後の健康サポート② のご案内

お仕事の合間に年に1回健診を受診することで満足されていませんか？

生活習慣病予防健診受診件数と受診率（大阪支部）



健診は毎年たくさんの方に受けてもらっています。

大変ぽ～ん!!
健診は受けているのに、
医療機関を受診できていない方が
たくさんいるよ。
早く治療しないと
危険だよ。



高血圧・高血糖の未治療者数（令和元年度大阪支部）

- 高血圧未治療者
- 高血糖未治療者

24,632人※

※令和元年度 生活習慣病予防健診受診者のうち、高血圧・高血糖判定であるが、医療機関受診ができていない方の人数

高血圧・高血糖は自覚症状はありませんが、数値が高い状態で放置してしまうと、血管が痛み、動脈硬化が進行します。

高血圧

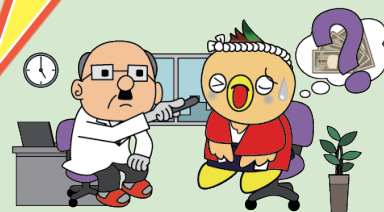
血管に高い圧力がかかっています。この状態が長く続くと、血管壁が厚く、硬くなり動脈硬化、脳卒中、心血管疾患、腎臓病につながります。

高血糖

血液中に糖があふれ出し、血管を傷つけます。放置すると糖尿病となり、怖い合併症を引き起こします。

今すぐ治療！重症化予防！！

大切な従業員様の治療が遅れ、重症化すると…
従業員様、事業主様双方にとって、多大な負担となります。



	1人当たり年間医療費	治療日数／年	罹患後起こりうるリスク
心筋梗塞	195万円	17.9日	再発の不安
脳梗塞	112万円	35.5日	片麻痺・言語障害・記憶障害等の後遺症
脳出血	177万円	46.2日	片麻痺・言語障害・記憶障害等の後遺症
糖尿病合併症（腎不全）	540万円	156日	透析治療のための定期通院（週3回程度）

出典：H24東京都保険者協議会医療費分析会

ご存じですか？法律で定められている事業者の義務等と保険者の責務！（参考）

〈事業者の義務等〉

○労働安全衛生法（第66条の4）

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置について、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴かなければならない

○労働安全衛生法（第66条の7）

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない

事業主も保険者も従業員（加入者）の健康を守る義務等があります。

〈保険者の責務〉

○高齢者の医療の確保に関する法律 保険者の責務（第5条）

保険者は加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない

未治療者の医療機関受診勧奨【健診後の健康サポート②】

高血圧・高血糖の方、糖尿病の合併症の可能性がある方（『要治療・要精密検査』と判定された方）

健診時（実施していない健診機関もあります）

- 健診受診機関から医療機関受診の案内と情報提供

健診受診日から約半年後（レセプトで医療機関受診が確認できない場合）

- 協会けんぽから受診勧奨文書をご自宅に送付
- 協会けんぽから受診勧奨や健康サポートの面談支援、架電支援を実施
(架電は希望がある場合はご本人様希望の連絡先。ない場合は事業所にお電話させていただくことがあります。)

がん検診（肺・胃・大腸・乳・子宮）で『要治療』判定の方

健診時（実施していない健診機関もあります）

- 健診受診機関から医療機関受診の案内と情報提供

事業主様・健康づくりご担当者様へ
のお願い



協会けんぽ大阪支部では事業所様と連携し、従業員様の健康促進・重症化予防を行い、労働生産性の向上を目指したいと考えます。

そのためには、

- ①健診受診の促進
- ②健診結果の活用による医療機関受診
- ③早期治療の実施が重要です。

また、予防が必要な従業員様には特定保健指導の活用が有効です。是非、大阪支部のサービスを活用し、職場の健康づくりと生産性の向上にお役立ていただければ幸いです。

できることから職場でスタート!



『健康宣言』



少子高齢化による働き手不足が進む中、健康経営®に取り組む企業が増えています。
協会けんぽでは、多くの企業様が健康経営®に取り組みやすいよう
見える化フォーマットとして「健康宣言」をご用意。参加企業を募集しています!



※健康経営®とは

社員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで会社の生産性向上を目指す経営手法のこと。「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

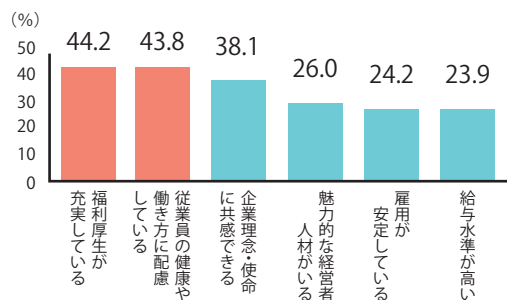
「健康宣言」から始める「健康経営」

■選ばれるのは「社員を大切に会社」

ご存じですか。就活生が就職先に求めるもの、
それは「給料」より「健康や働き方」です。
社員の健康を考え取り組むことは、今いる社員を
守るだけではなく、新たな人材獲得にもつながります。

▶「健康宣言」で自社の健康づくりを
宣言し、PRしながら取り組みましょう!

Q. 将来、どんな企業に就職したいか (就活生が3つまで選択)



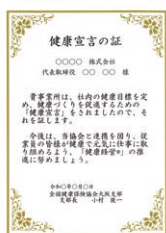
出典: 経済産業省「第13回健康投資WG事務局説明資料①」より上位6項目を抜粋

■「健康宣言」なら、簡単に始められる&社内外にPRしやすい!

まずは社員の健康づくりの基本である健康診断をしっかりと実施。
あとは中面の項目一覧のうち、★の必須項目以外から1つ以上選ぶだけ!
具体例から貴社にあった取り組みを選べるので、簡単にスタートできます。

..... 宣言すると協会けんぽもサポート!

1. 受付等に掲示してPRできる 「健康宣言の証」



協会けんぽホームページでは
会社名などのご紹介も!

2. 好事例を紹介 「健康経営スタートブック」



参考になる他社の
取り組み満載!

3. 取り組みに活用 「健康宣言サポートブック」



協会けんぽのサポート
メニューを紹介!

「健康宣言」取り組みの流れ



・・・健康保険委員を募集してます・・・

健康保険事業の推進のため、協会けんぽと加入者の皆様の架け橋になっていただける方を「健康保険委員」として募集しています。健康づくりや健康保険事務手続きに役立つ各種情報をお届けしてまいります。詳しくは、大阪支部ホームページをご覧ください。



・・・メールマガジンにぜひご登録ください・・・

健康保険のお役立ち情報を毎月配信中。専門家による健康づくりのサポート情報やセミナーのご案内のほか、健康保険料率変更など旬な情報も配信します。



登録はこちら



～優良な健康経営をしている会社を国が認証する制度～ 「健康経営優良法人認定制度」



協会けんぽ大阪支部の「健康宣言」は「健康経営優良法人」の評価項目に沿った内容となっています。「健康宣言」をステップアップして、「健康経営優良法人認定」を目指してみませんか？

※健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定には「健康宣言」の参加が必須！

「健康経営優良法人」の認定を受けると？



求人に

取引先に

健康経営優良法人2020
(中小規模法人部門)



「健康経営優良法人」は日本健康会議による認定制度です。認定要件等は、経済産業省ホームページをご覧ください。

健康経営優良法人

検索





FAXにて協会けんぽへ送信ください

FAX 06-7711-4610



『健康宣言』エントリーシート

2020.4

■ 下記の項目にご記入の上、FAXにてご提出ください

下記項目に取り組むことを宣言します

取り組み項目一覧表から

必須項目以外に1つ以上選んでチェック ☒ してください。健康増進・過重労働防止に向けた
具体的目標(計画)の設定 ☐1 健診を全社員受診 **必須** ☒
40歳以上で、協会けんぽの生活習慣病予防健診以外を
実施している場合は、同意書にて健診データを提供します2 受診勧奨の取り組み **必須** ☒
再検査・要治療者への受診勧奨により、
重症化予防に努めます3 ストレスチェックの実施 ☐4 管理職または社員に対する
教育機会の設定 ☐5 適切な働き方の実現 ☐6 コミュニケーションの促進 ☐7 病気の治療と仕事の両立支援 ☐8 保健指導の実施 **必須** ☒該当者への特定保健指導を実施し、メタボ改善に
取り組みます9 食生活の改善 ☐10 運動機会の増進 ☐11 女性の健康保持・
増進に向けた取り組み ☐12 社員の感染症予防 ☐13 長時間労働者への対応 ☐14 メンタルヘルス不調者への対応 ☐受動喫煙対策(禁煙又は分煙) ☐その他(独自) ☐

宣言日

令和 年 月 日

事業主名 肩書(代表取締役など)

氏 名

事業所名

電話番号

健康づくり
ご担当者氏名メールマガジンの配信を希望する ☐

※メールマガジンについての詳細はP19をご覧ください

メールアドレス

健康保険委員への登録を希望する ☐

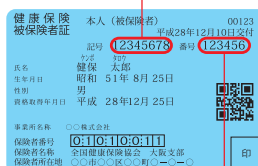
※健康づくり・健康保険事務に役立つ情報を提供いたします

健康保険証の

記号

番号

保険証の上部にある数字です。

▶ ご紹介者の所属団体 ※一度エントリーシートをご提出いただければ、
翌年度以降の更新手続きはございません(自動継続)全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

協会けんぽ大阪支部メールマガジン ご利用上の注意事項(利用規約)

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス(以下「本サービス」という)の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。

本サービスにおける登録情報の取り扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。

なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があり、全ての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。
2. 本サービスは、無料(通信料金は除く)でご利用になれます。
3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。
4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。
5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。
6. 本サービスでは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。
7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。(添付ファイルのついたメールは偽物です。)
8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。
9. メールマガジンの配信については、回線上的問題(メールの遅延、消失)等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。
10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。
11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。
12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。
13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。
14. 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報につきましては、「全国健康保険協会 個人情報管理規程」に基づき、適切な管理を行うこととし、当支部とご担当の皆様との連携を図るために使用いたします。この目的以外のために、自ら使用し、または外部に提供することは、「全国健康保険協会 個人情報管理規程」に定めのある場合を除き、一切行いません。健康保険委員にご登録された場合は、資料の送付や、事務研修会のご案内等のため、社会保険委員会※に対し、次の情報を提供する場合があることをご了承願います。

提供する情報: 委員氏名、事業所記号・名称・所在地・電話番号、登録年月日

※社会保険委員会とは、健康保険委員と年金委員が一体となって活動を共にする組織体です。

お問い合わせ先



健診の費用補助を利用できる全国の健診機関情報は、協会けんぽの各都道府県支部ホームページでご確認いただくか、協会けんぽの各都道府県支部までお問い合わせください。
また、各種申請書もホームページからダウンロードできます。

(令和3年1月現在)

支部名	住所	電話番号
北海道	〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル	011-726-0352
青森	〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル	017-721-2799
岩手	〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル	019-604-9009
宮城	〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル	022-714-6850
秋田	〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田	018-883-1800
山形	〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル	023-629-7225
福島	〒960-8546 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-3915
茨城	〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル	029-303-1500
栃木	〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル	028-616-1691
群馬	〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル	027-219-2100
埼玉	〒330-8686 さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター	048-658-5919
千葉	〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル	043-308-0521
東京	〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス	03-6853-6111
神奈川	〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいブランドセントラルタワー	045-270-8431
新潟	〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル	025-242-0260
富山	〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま	076-431-6155
石川	〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル	076-264-7200
福井	〒910-8541 福井市大手3-4-1 福井放送会館	0776-27-8300
山梨	〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル	055-220-7750
長野	〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル	026-238-1251
岐阜	〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル	058-255-5155
静岡	〒420-8512 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア	054-275-6601
愛知	〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPTタワー名古屋	052-856-1490
三重	〒514-1195 津市栄町4-255 津栄町三交ビル	059-225-3311
滋賀	〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-522-1099
京都	〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21	075-256-8630
大阪	〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル	06-7711-4300
兵庫	〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST	078-252-8701
奈良	〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル	0742-30-3700
和歌山	〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル	073-421-3100
鳥取	〒680-8560 鳥取市今町2-112 アクティ日ノ丸総本社ビル	0857-25-0050
島根	〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル	0852-59-5139
岡山	〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル	086-803-5780
広島	〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル	082-568-1011
山口	〒754-8522 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3	083-974-0530
徳島	〒770-8541 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館	088-602-0250
香川	〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-0570
愛媛	〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟	089-947-2100
高知	〒780-8501 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル	088-820-6010
福岡	〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング	092-283-7621
佐賀	〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル	0952-27-0611
長崎	〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館	095-829-6000
熊本	〒862-8520 熊本市中央区水前寺1-20-22 水前寺センタービル	096-340-0260
大分	〒870-8570 大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分	097-573-5630
宮崎	〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル	0985-35-5364
鹿児島	〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル	099-219-1734
沖縄	〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル	098-951-2211

※最新の情報につきましては協会けんぽ HP で随時更新いたします。



全国健康保険協会 大阪支部 協会けんぽ

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

TEL 06-7711-4300 (代表)

平日：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

アクセス：地下鉄四つ橋線本町駅 28号出口よりすぐ

地下鉄中央線本町駅 四つ橋線構内をとり 28号出口よりすぐ

地下鉄御堂筋線本町駅 4号出口より徒歩約5分

